

# 大法人について e-Taxが義務化されます!!

平成30年度税制改正において「電子情報処理組織による申告の特例」（以下「e-Tax義務化」といいます。）が創設されたことに伴い、一定の法人の方々の申告方法がe-Taxに限定されます。

また、e-Tax義務化とともに、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めることとされており、こうした施策を順次実施していくこととしております。

## 《e-Tax義務化の概要》

### <対象税目>

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

(注) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても、電子申告が義務化されます。

### <e-Tax義務化の対象となる帳票等>

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

### <対象法人>

- ① 内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
  - ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※ 消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体が対象



### <対象手続>

確定申告書、中間（予定）申告書、修正申告書及び還付申告書

### <施行期日>

平成32年(2020年)4月1日以後開始する事業年度（課税期間）について適用

※ 決算期変更などがなければ、平成33年(2021年)3月期から適用

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Tax

検索

平成30年4月  
 東京国税局